

武蔵村山市立学校公式ツイッター運用ポリシー

平成28年3月15日
教育部教育総務課

1 目的

この運用ポリシーは、市立小・中学校（以下、「学校」という。）が取得した公式ツイッターアカウント（以下、「学校アカウント」という。）の運用に関する事項を定めることを目的とする。

2 基本ポリシー

学校アカウントは、保護者への情報提供をはじめ、学校等のPR、行事等で広く地域住民に情報を発信する場合や災害発生時の緊急情報等を発信することを通じ、学校等の状況や、児童・生徒の安全確保に関する取組について理解を深めていただくとともに、利用者の利便性を高めることをポリシーとする。

3 用語定義

この運用ポリシーにおいて、次に掲げる用語の定義は、次のとおり定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネットを利用して140字以内の短い文章を、不特定多数に公開できる手段をいう。
- (2) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) ツイート ツイッターに投稿する文章のことをいう。
- (4) フォロー 他のユーザーのツイートを常に自分が受信できるようにアカウントを登録することをいう。
- (5) リプライ ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信することをいう。
- (6) リツイート ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。

4 運用方法

学校アカウントは、各学校等が管理し、以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

- ア 保護者や広く地域住民等に周知する必要がある学校等の情報
- イ 災害発生に伴う学校等の運営・子供たちの状況・施設被災状況などに関する情報

ウ その他学校等に関連する区民のニーズの高い情報や周知する必要性が高い情報

(2) 発信する上での留意点

学校アカウントで情報を発信することについては、次の点に留意することとする。

ア 誤解を与えない、分かりやすく簡潔な情報発信に努めること。

イ 信頼性が確保できない情報や、重要施策の意思形成過程の情報を発信しないこと。

(3) 発信手順

学校アカウントでツイートする手順は、以下のとおりとする。

ア 各校長は、文章の内容を確認した上、学校アカウントでツイートする。

イ ツイート後、各校長は校務用パソコン等でツイート内容を確認する。修正や追加内容がある場合は、即時に修正する。

(4) 意思決定

情報発信については、原則として各校長の決裁を必要とする。ただし、次に掲げるものはツイッターの特性や情報発信の即時性を考慮し、副校長と協議して情報発信できるものとする。

ア 既に学校アカウントで周知されている事項について、再度発信する場合

イ 行事等の状況・結果等について情報発信する場合

ウ その他緊急に周知を図る必要のある情報で、時間的余裕がない場合

(5) 他アカウントのフォロー等

学校アカウントでは情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォローやリプライは原則として行わないものとする。

ただし、政府機関、地方公共団体等の発信する関連情報については、地域住民のニーズに応え、それらの対応に資する観点から、必要に応じてリツイートを行う。

(6) 成りすまし等への対応

教育委員会は、学校アカウントが公式アカウントであることを教育委員会ホームページに、また学校等は、学校等の公式ホームページに掲載し、成りすましでないことを証明する。

また、成りすましを発見した場合は、教育委員会ホームページ及び学校等の公式ホームページにおいて情報を発信し、成りすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

5 免責事項

- (1) 学校は市民等が学校アカウントの掲載情報を利用し、又は信用したことにより、市民等又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (2) 学校は市民等により投稿されたコンテンツについて一切の責任を負わない。
- (3) 学校は市民等間若しくは市民等と第三者間のトラブルによって市民等又は第三者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負わない。
- (4) 市は上記(1)～(3)のほか、学校アカウントに関連する事項に起因又は関連して生じたいかなる損害についても一切の責任を負わない。

6 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は教育委員会公式ホームページに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を学校アカウントを通じて周知する。